

## 放射性同位元素等車両運搬規則等の一部を改正する省令案について

### 1. 背景

令和 4 年 6 月 3 日にデジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（以下「一括見直しプラン」という。）では、アナログ規制に対するデジタル技術の活用を図るため、当該アナログ規制を規定する省令等を見直すこととしている。

今般、一括見直しプランにおける目視規制（人が現地に赴き、施設や設備、状況等が法令等が求める一定の基準に適合しているかどうかを、目視によって判定すること（検査・点検）や、実態・動向などを目視によって明確化すること（調査）、人・機関の行為が遵守すべき義務に違反していないかどうかや設備・施設の状態等について、一定期間、常時注目すること（巡視・見張り）を求めている規制）を見直すため、放射性同位元素等車両運搬規則（昭和 52 年運輸省令第 33 号）等について所要の改正を行う必要がある。

### 2. 概要

#### （1）放射性同位元素等車両運搬規則及び核燃料物質等車両運搬規則の一部改正

放射性同位元素等車両運搬規則第 15 条及び核燃料物質等車両運搬規則（昭和 53 年運輸省令第 72 号）第 16 条は、放射性輸送物等又は核燃料輸送物等を積載した併用軌道若しくは無軌条電車の車両、自動車又は軽車両を、道路その他一般公衆が当該車両に容易に近づくことができる場所において駐車する場合には、関係者以外の者が当該放射性輸送物又は核燃料輸送物に容易に近づけないようにする措置がなされている場合を除き、一般公衆の安全を守るために「見張人」を配置しなければならないこととされているところ。

今般、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、見張人の配置等と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はなく、状況に応じた適切な措置としてどのような手段を用いるかについては事業者自らが主体的に判断すべき事柄であるとされたことから、具体的な措置の内容（見張人の配置等）についての記載を削除することとする。

#### （2）核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則の一部改正

核燃料物質等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 53 年運輸省令第 68 号）第 1 項第 2 号及び放射性同位元素等の事業所外運搬に係る危険時における措置に関する規則（昭和 56 年運輸省令第 22 号）第 1 条第 1 項第 5 号は、核燃料物質等又は放射性同位元素等の運搬に係る危険時における措置として、当該核燃料物質等又は放射性同位元素等を安全な場所に移した際、無用の被ばくを防ぐ観点等から、なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置により、関係者以外の者が当該場所へみだりに立ち入ることを制限するよう求めているところ。

今般、十分な検知機能や通信手段等を持つ監視カメラを利用して人間が常時遠隔監視するなど、なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、デジタル技術の活用を排除する必要はなく、状況に応じた適切な措置としてどのような手段を用いるかについては事業者自らが主体的に判断すべき事柄であるとされたことから、具体的な措置の内容（なわ張り、標識の設置等及び見張人の配置）についての記載を削除することとする。併せて所要の改正を行うこととする。

### **（3）住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（第 15 条第 1 号ロ（2）及び第 15 条第 1 号ハ（3）関係）**

住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成 12 年建設省令第 20 号）第 15 条第 1 号ロ（2）及び同号ハ（3）では、登録住宅性能評価機関が行う建設住宅性能評価の業務における検査について、現地へ赴き、住宅の現況等を目で見て確認を行う観点等から、「**実地**」に行うことを求めているところ。

今般、映像により住宅の現況を遠隔で確認するなど、人の目による確認と同等以上の適切な措置が講じられる場合には、「**実地**」によらない方法であっても適切に検査を行うことが可能であると整理されたことから、「**実地**」による方法のほか、そのような方法による検査も可能となるよう、「**実地に**」の文言を削除することとする。

### **（4）附則**

この省令は、公布の日から施行することとする。

## **3. 今後のスケジュール（予定）**

公布・施行：令和 6 年 6 月 28 日（金）